

広島県過疎地域持続的発展方針及び県計画の変更について

1 要旨・目的

現行の広島県過疎地域持続的発展方針（以下「発展方針」という。）及び過疎地域持続的発展県計画（以下「県計画」という。）の計画期間が本年度末であることから、計画期間を更新するなど、所要の変更を行う。

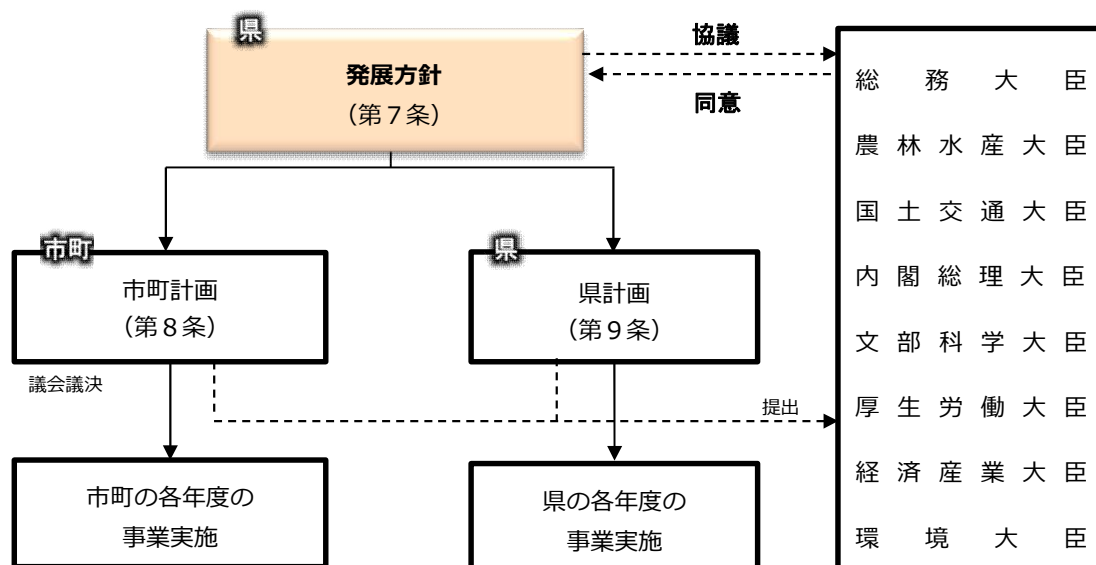
※ 発展方針…過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 7 条の規定に基づき、本県過疎地域の持続的発展を図る対策の大綱

県 計 画…過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 9 条の規定に基づき、県が過疎地域の市町に協力して講じようとする措置の計画

2 現状・背景

- 過疎対策は、昭和 45 年に制定された「過疎地域対策緊急措置法」から、令和 3 年に制定された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下「新法」という。）まで、5 次にわたる特別措置法の下、総合的な過疎対策事業が実施されている。
- 令和 3 年度から 10 年間の時限立法である新法に基づき、県においては、前期分として、計画期間を令和 3 年度から令和 7 年度までとする発展方針及び県計画を、第Ⅱ期広島県中山間地域振興計画や各局の計画に基づき策定した。
- この間の対策により、生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきたものの、人口減少や高齢化の加速等により、過疎地域は依然として厳しい状況に直面しており、今後も引き続き、過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。

《参考》発展方針等の位置づけ



3 変更案の概要

(1) 変更点

ア 計画期間

変更前： 令和3年4月1日～令和8年3月31日（5か年間）



変更後： 令和8年4月1日～令和13年3月31日（5か年間）

イ その他

現行の発展方針等策定後の各局関係計画の変更等に伴う表記の訂正（※）や基礎データの更新などを踏まえた時点修正

※ 瀬戸内の地魚→瀬戸内さかな、ひろしま版ネウボラ→ひろしまネウボラ 等

(2) 変更にあたっての考え方

ア 現行の発展方針は、令和3年1月に策定した「第Ⅱ期広島県中山間地域振興計画」に基づき整理しているが、「第Ⅲ期広島県中山間地域振興計画」は来年度の策定を見込んでいること、及び新たな発展方針に基づき、年度内に市町が議会の議決を経て市町計画を策定する必要があることから、最低限の変更とする。

イ 現行の県計画について、掲載事業は各局の計画と整合を図っているが、これらの計画の多くが来年度に次期計画の策定を見込んでいることから、最低限の変更とする。

ウ 発展方針等の変更後に策定される「第Ⅲ期広島県中山間地域振興計画」等の内容については、来年度以降、反映させる。

(3) 取組の方向

引き続き、中山間地域の大半を過疎地域が占めていることを踏まえ、「広島県中山間地域振興計画」に沿って取組を進める。

(4) 根拠法令

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第7条、第9条

4 スケジュール

10月下旬 国に協議（発展方針）

11月下旬 国の同意（発展方針）

～同意後、発展方針及び県計画を公表し、公表日を策定日とする。

2月中旬～ 過疎市町において、発展方針に基づく市町計画の市町議会議決